（新規化学物質の製造等の届出を要しないことの確認に係る申出）

第四条　法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一　次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を提出する方法

イ　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「令」という。）第三条第一項第一号	様式第二	様式第三
ロ　令第三条第一項第二号	様式第四	様式第五
ハ　令第三条第一項第三号	様式第六	様式第七

二　第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（確認を受けた新規化学物質に係る報告）

第五条　法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、毎年度六月末日までに、前年度における当該新規化学物質の取扱状況を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限りではない。

一　様式第八の報告書を提出する方法

二　第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（少量新規化学物質の確認に係る申出）

第六条　法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一　様式第九の申出書及びその写しを提出する方法

二　第十二条に規定する光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一若しくはX六二四五に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクをいう。以下同じ。）を提出する方法

三　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

［削る］

［削る］

（新規化学物質の製造等の届出を要しないことの確認に係る申出）

第三条　法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

［新設］

一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号。以下「令」という。）第三条第一項第一号	様式第二	様式第三
二　令第三条第一項第二号	様式第四	様式第五
三　令第三条第一項第三号	様式第六	様式第七

［新設］

（確認を受けた新規化学物質に係る報告）

第三条の二　法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、毎年度六月末日までに、前年度における当該新規化学物質の取扱状況について様式第八による報告書を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、前年度に当該新規化学物質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限りではない。

［新設］

（少量新規化学物質の確認に係る申出）

第四条　法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、毎年、次の各号に掲げるいずれかの期間に、第一号に掲げる期間については当該期間の属する年の四月一日から、第二号から第四号までに掲げる期間についてはそれぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日から、それぞれ当該期間の属する年の翌年三月三十一日までに製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、様式第九の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

一　一月二十日から同月三十日まで

二　六月一日から同月十日まで

三　九月一日から同月十日まで

四　十二月一日から同月十日まで

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量について、法第三条第一項第五号の確認をしてはならない。

一　一の新規化学物質に係る前項第一号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合　当該新規化学物質に係る同号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量